

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 2 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730070

研究課題名(和文) 国による民間型ADRの促進・規制と法

研究課題名(英文) Role of the Law in the Promotion/Regulation of the Private ADR Activities by the State

研究代表者

垣内 秀介(Kakiuchi, Shusuke)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：10282534

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、裁判外紛争解決手続(ADR)に対する国家法の関与のあり方について、比較法的研究、及び、関連する伝統的諸概念の再検討を通じて、基礎的な理論枠組を構築するとともに、国による民間型ADRの促進・規制のあり方について、上記基礎理論を踏まえた具体的提言を行い、わが国における今後の民間型ADRに関する施策のための指針を提供することを目的とするものである。

その成果としては、とりわけフランス及びドイツにおけるEU指令の国内法化を中心とした近時の立法動向を明らかにしたこと、国によるADR促進の目的と民事訴訟制度の目的との関係についての分析を進めたことが挙げられる。

研究成果の概要(英文)：This research project aims at establishing a basic theoretical framework concerning the promotion and/or regulation of private ADR and consists in a comparative study of current legislative tendencies in other countries and the reexamination of legal concepts and theories as regards ADR and civil procedure.

As results, it has given a picture of the latest legislative developments in particular in France and Germany under the strong influence of EU legislation. On the other hand, it has proposed a new understanding regarding the relation between ADR and civil procedure based on the analysis of their function in ensuring and promoting the private autonomy of disputants.

Some of these findings have been published in articles in European languages (English and German).

研究分野：民事訴訟法

キーワード：裁判外紛争解決手続 裁判外紛争処理 ADR ADR法 ADR促進 民事訴訟

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本における裁判外紛争解決手続(ADR)論は、2001年の司法制度改革審議会意見書においてその拡充・活性化が提言されたことを契機として、かつてない隆盛を迎えた。その後、2004年には裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が制定されたこともあり、現在、ADRの健全な発展が今後の日本にとって望ましい方向であるという点については、大きな異論は存在しない状況にあった。

しかしながら、ADRの利用促進が望ましいとしても、ADR、とりわけ民間型ADRの本質が当事者自身の意思に基づく自治的な解決にあることを鑑みれば、民間型ADRに対して国家法が具体的にどのような形で関与すべきか、あるいは関与し得るのか、という問題は、決して自明なものとはいえない。にもかかわらず、この問題についての理論的検討は、これまで十分に行われてきたとはいえないのが現状である。例えば、ADRの振興策として一部のADRに対して国が財政的援助を付与することの可否といった問題については、訴訟利用に関する法律扶助などとの関係、憲法上の基本的人権の一つである裁判を受ける権利の実質的保障との関係といった点を解明する必要があるが、こうした問題について学説が見解の一致を見ているとは言えない。また、ADRにおける解決内容の正当性ないし適法性確保の必要性の有無、程度、態様といった基本的な問題についてすら、確立した理解が形成されているとは到底言い難い状況にあった。

このように、ADRに関する法的な検討が立ち後れている背景としては、()ADRに関する問題点は合法・違法という伝統的な解釈論の枠組に収斂しにくく、また、既存の法律学の一分野の枠に収まりにくい多様な側面を持つこと、()そうした特質から、ADRに関する議論においては、従来、法社会学のアプローチに基づくものが少なくなかったこと(先駆的な業績として、棚瀬孝雄『紛争と裁判の法社会学』(1992)、和田仁孝『民事紛争処理論』(1994)などがある)が挙げられる。もちろん、これまでも、法解釈学の立場からのADR論が存在しなかったわけではないが、そうした議論も、ともすれば、ADR利用合意の効力やADR和解の効力、ADRにおける秘密保護など、個別の法律問題を扱うにとどまるか、また、ADR論のための総合的な視座を提供しようとする場合においても(記念碑的業績として、山田文「裁判外紛争解決制度における手続法的配慮の研究」東北大学法学58巻45頁、293頁、876頁(1994)参照)、そこでの問題関心は、個々のADR手続に対する評価基準の設定やそこで要求される手続保障のあり方の解明に傾斜したものであり、ADRに対する国家法の関与のあり方を正面から論じるものではなかった。こうした状況は、2004年に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が制定された

後も、現在に至るまで基本的に変化していない。しかしながら、同法によって講じられたADR促進のための施策、とりわけ民間紛争解決手続業務の認証制度の要件及び効果の可否を評価する上でも、また、同法により将来の課題として残された各種の施策の可否を検討する上でも、国家法の関与という観点からの基礎理論を構築することが、喫緊の課題となっていた。

(2) 本研究の背景として第二に指摘すべき点として、近年、諸外国においても、ADRに対する注目が高まり、アメリカ合衆国における統一調停法の採択(2001)、UNCITRALによる国際商事調停モデル法の制定(2002)、EUの調停ディレクティブと各加盟国における立法対応など、ADRをめぐるルールの整備が飛躍的に進展していることが挙げられる。社会・経済活動のグローバル化が進展する今日において、民事紛争処理をめぐる諸外国の動向を無視することはできないばかりでなく、従来から、ADRの特長の一つとして、特定国の裁判所を利用するものでないことに由来する国際性が指摘されてきたことに鑑みても、こうした動向を研究する必要性は高い。また、内容的に見ても、こうした近時の立法は、ADRに関する個別の論点の検討に当たって参照に値することはもちろん、ADRに対する国家法の関与のあり方という点でも極めて示唆に富む素材を提供するものであり、その早急な分析・検討が不可欠であると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような背景を踏まえ、(ア)裁判外紛争解決手続(ADR)に対する国家法の関与のあり方について、EU諸国及びアメリカを対象とした比較法的研究、及び、司法権、民事訴訟制度の目的、私的自治の原則など、関連する伝統的諸概念の再検討を通じて、基礎的な理論枠組を構築するとともに、(イ)国による民間型ADRの促進・規制のあり方について、上記基礎理論を踏まえた具体的提言を行い、わが国における今後の民間型ADRに関する施策のための指針を提供することを目的とするものである。

3. 研究の方法

(1) 本研究の目的を達成するためには、(ア)ADRに対する国家法の関与のあり方についての基礎的な理論枠組を構築するとともに、(イ)国による民間型ADRの促進・規制のあり方について、こうした基礎理論を踏まえた具体的な検討を行う必要がある。

具体的には、(ア)に関しては、()「研究の背景」において指摘した近時の諸外国の立法を分析・検討し、問題の所在及びあり得る選択肢を明確化するとともに、()法の支配、裁判を受ける権利、私的自治の原則、民事訴訟制度の目的といった伝統的な諸概念を

ぐる従来の議論を踏まえつつ、ADRの法的な位置づけを改めて検討する必要がある。

また、(1)に関しては、(ア)で得られた知見を基礎として、国による財政支援のあり方、ADRにおける解決内容の適法性確保のあり方、手続に関するルール化のあり方、裁判手続との連携のあり方などの具体的論点に即した検討を行う必要がある。

(2) このように、本研究は、比較法研究および理論研究の方法を採用するものであり、したがって、外国法および日本法の文献に基づいた研究が柱をなすこととなる。外国法に関しては、アメリカ合衆国、EUならびにEU加盟国中とりわけドイツ及びフランスにおける近時の立法動向と関連する文献・判例が検討の対象となる。また、日本法に関しては、主としてADRをめぐる従来の議論のほか、司法権をめぐる憲法学上の議論、私的自治をめぐる民法学上の議論なども検討の対象となる。

さらに、比較法研究を効果的に進めるためには、諸外国におけるADRをめぐる実態を把握し、立法の背景事情を解明する必要性が高い。そこで、上記の文献による調査に加え、可能な限り現地へ赴き、各国の研究者及び実務家からの情報収集及び意見交換を行うほか、関連する国際学会等にも積極的に参加する。

4. 研究成果

(1) 比較法的知見に関しては、まず、フランスにおいては、2003年に家事調停人国家資格が創設され、国が法令に基づいて研修時間数やその内容を詳細に定めているが、そうした国による介入については批判もあること、EU指令の国内法化に関するここ数年の法改正においては、裁判所との連携確保や、ADR和解に対する執行力付与といった形でADRの利用促進が積極的に図られている反面、裁判へのアクセスを重視する観点から、ADRの利用の強制に対しては、慎重な立場がとられていることなどを明らかにした。

また、ドイツについて、欧州指令の実施法の施行からなお間もないことから、その影響を推し量ることはなお容易ではないが、少なくとも現時点においては、同指令またはその実施法の効果としてメディエーションの利用の活発化といった事態が生じているとは考えにくく、そのため、より強力な促進策を求める声がみられること、関連して、2002年頃から各ラントにおいて順次実施されてきた裁判所内メディエーションに関しても、公刊された文献から受ける印象とはやや異なり、一般にはなお懐疑的な見方が根強く存在し、利用件数も、特段急増しているとは言えないようであることなどの知見を得たほか、特に最近の欧州消費者ODR指令への対応状況（消費者紛争解決法を中核とする）など

について、新たな知見を得た。そこでは、消費者紛争におけるADRのあり方をめぐって、それが従来の消費者保護の水準にどのような影響を与えるのか、言い換えれば、従来消費者実体法上認められてきた法的保護の水準がADRへの誘導により損なわれることにならないのか、というある意味では古典的な問題が大きな争点とされており、示唆に富むものがある。また、具体的な施策としても、消費者紛争解決法においては、公的認証を受けた消費者調停所を軸とした対応が想定されている点で、国による関与がより踏み込んだものとなっているのは、紛争の特性に応じた国の関与のあり方を示す点で、日本法にとっても興味深いものといえる。

さらに、同じく比較法的な観点から、主として少額事件における各国（アメリカ合衆国やイギリスを含む）のADRの活用状況について調査を行い、裁判手続との機能分担のあり方に関しての基礎的な資料を得ることができた。

(2) 日本法に関しては、まず、本研究における分析の支柱となるADRの概念に関して、これまでの検討結果を踏まえて整理を試み、一定の見通しを得ることができた。具体的には、紛争の概念、その解決ないし処理の概念設定のあり方、そうした概念設定が有する含意について、分析を一步進めるとともに、それを踏まえた日本の現状分析を試みた。また、関連して、日本における民間型ADR促進策の現状について、主としてドイツにおける状況との比較から、その課題を分析した。そこでは、訴訟手続の利用件数に格段の差があることなど、両国における状況の違いから、両国における国によるADRの促進のもつ意味合いに大きな違いがあることを確認した。具体的には、当事者の自己決定に対して訴訟選択への強いバイアスが働いていることが疑われるドイツと、むしろ逆に紛争回避の方向への強いバイアスが推測される日本との対比が明らかとなった。

つぎに、ADR法の施行にもかかわらず、一部の機関を除いて、同法の目的である民間型ADRの利用の活性化は、なお達成されたとはいえない状況にある。そうした中、ADRに対する財政的支援の可否およびあり方という観点からは、ADR法の見直しの一環として、ADRを裁判手続と「並ぶ」選択肢として法律上も位置づけることが考えられるが、そうした位置づけを理論上正当化するためには、実体法の宣言・適用という狭義における「司法」という視点では不十分であり、紛争解決手段の選択に関する当事者自治を理論上正面から位置づけることが要求される。そうした観点から、国によるADR促進の目的と民事訴訟制度の目的との関係についての分析を進め、両者を一段階高次の視点から包摂するため

の理論的視座の提示を試みた。具体的には、民事訴訟制度及びADRの双方を、ともに当事者の自己決定のための条件ないしその豊穡化の手段として位置づけるものである。これにより、各種の紛争解決制度を視野に入れた法理論的枠組みの構築を、一歩進めることができた。こうした基本的視座の構築は、今後、上記比較法的研究の成果とのフィードバックを通じて、日本法に関する立法論を含む政策的提言に活かすことができるものと期待される。

さらに、各論的検討として、国によるADRに対する法規制が考えられる分野の一例として、秘密の取扱いに関して検討し、日本においても関連する立法が十分に考慮で値するものであるとの暫定的な結論に基づき、立法提案を試みた。具体的には、関係者間の証拠制限契約を理論的裏付けとするデフォルト・ルール¹の条文化及び手続実施者に対する法定の守秘義務を内容とするものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計17件)

Shusuke Kakiuchi, Regulating Mediation in Japan: Latest Development and Its Background, in: ESPLUGUES & MARQUIS (ed.), New Developments in Civil and Commercial Mediation: Global Comparative Perspectivespp, 367-392 (2015) (査読無)

伊藤眞、加藤新太郎、出井直樹、山田文、垣内秀介「ADRのいっそうの活性化に向けて」法の支配178号10-39頁(2015)(査読無)

Shusuke Kakiuchi, Mediation in Japan, in: ICCLP Publications, No. 13, pp. 100-114 (2015) (査読無)

垣内秀介「民事訴訟制度の目的とADR」高橋宏志ほか編・伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』127-153頁(2015)(査読無)

垣内秀介「裁判外紛争処理」大村敦志編『岩波講座 現代法の動態 5: 法の変動の担い手』223-257頁(2015)(査読無)

垣内秀介「ADR(調整型手続)における秘密の取扱い」石川明=三木浩一編『民事手続法の現代的機能』799-836頁(2014)(査読無)

Shusuke Kakiuchi, Die Förderung der außergerichtlichen Konfliktlösung in

Japan, in: Zeitschrift für Japanisches Recht 37, 3-23 (2014) (査読有)

垣内秀介「訴訟上の和解の要件および可否」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』335-358頁(2014)(査読無)

垣内秀介「秘密の取扱いに関する事項」仲裁とADR・9号81-86頁(2014)(査読無)

垣内秀介「フランスにおけるADR」仲裁ADR法学会=明治大学法科大学院編『ADRの実際と展望(別冊仲裁とADR)』139-145頁(2014)(査読無)

Shusuke Kakiuchi, Regulation of Dispute Resolution in Japan: Alternative Dispute Resolution and its Background, in: STEFFEK & UNBERATH (ed.), Regulating Dispute Resolution: ADR and Access to Justice at the Crossroads, pp. 269-296(2013) (査読無)

Felix Steffek, Hannes Unberath, Shusuke Kakiuchi et al. (他14名、10番目), Guide for Regulating Dispute Resolution(GRDR): Principles, in: STEFFEK & UNBERATH (ed.), Regulating Dispute Resolution: ADR and Access to Justice at the Crossroads, pp. 3-11 (2013) (査読無)

Felix Steffek, Hannes Unberath, Shusuke Kakiuchi et al. (他14名、10番目), Guide for Regulating Dispute Resolution(GRDR): Principles and Comments, in: STEFFEK & UNBERATH (ed.), Regulating Dispute Resolution: ADR and Access to Justice at the Crossroads, pp. 13-32 (2013) (査読無)

垣内秀介「勸解・調停の促進(立法紹介)」日仏法学27号141-153頁(2013)(査読無)

垣内秀介「フランスのADR法制」法律時報85巻4号50-54頁(2013)(査読無)

垣内秀介「ADR法改正に関するアンケート結果の概要」仲裁とADR・7号154-171頁(2012)(査読無)

垣内秀介「提言「ADR法の改正に向けて」について」NBL975号8-9頁(2012)(査読無)

[学会発表](計3件)

Shusuke Kakiuchi, Special Procedures

for Small and Simple Matters, XVth World Congress of International Association of Procedural Law, 2015年5月26日, イスタンブール(トルコ)

Shusuke Kakiuchi, Die Förderung der außergerichtlichen Konfliktlösung in Japan, Symposium "Dispute Resolution, Law and the Economy in Present-Day Japan", 2014年3月3日, ハンブルク(ドイツ)

Shusuke Kakiuchi, Überlegungen zur staatlichen Förderung alternativer Konfliktlösung - eine japanische Perspektive, Vortrag im Rahmen des LOEWE-Schwerpunkts "Außergerichtliche und gerichtliche Konfliktlösung", 2014年2月10日, フランクフルト・アム・マイン(ドイツ)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

垣内秀介 (Kakiuchi, Shusuke)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：10282534